

【報酬告示の改正案】

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額

(平成 27 年 4 月施行分)

三	一五第二号に掲げる者であつて、国民年金法等の一 五第一号に掲げる者であるもの、(一)の項目口及び二の項目口に掲げる者を除く。(二)の項目口に掲げる額であつたとすれば保護が必要となるもの、(一)の項目口に掲げる者を除く。	ロ 項額が八十万円以下のもとの負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要とした。他の項目口に掲げる者を除く。	一五第二号に掲げる者であつて、国民年金法等の一 五第一号に掲げる者であるもの、(一)の項目口に掲げる者を除く。	ロ 項額が八十万円以下のもとの負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要とした。他の項目口に掲げる者を除く。	一五第二号に掲げる者であつて、国民年金法等の一 五第一号に掲げる者であるもの、(一)の項目口に掲げる者を除く。	ロ 項額が八十万円以下のもとの負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要とした。他の項目口に掲げる者を除く。
---	--	---	--	---	--	---

三頁

ハ	一五第二号に掲げる者であつて、国民年金法等の一 五第一号に掲げる者であるもの、(一)の項目口及び二の項目口に掲げる者を除く。	ロ ものの停止されているものを除く。(二)の項目口に掲げる額があつたとすれば保護が必要となるもの、(一)の項目口及び二の項目口に掲げる者を除く。	一五第二号に掲げる者であつて、国民年金法等の一 五第一号に掲げる者であるもの、(一)の項目口及び二の項目口に掲げる者を除く。	ロ ものの停止されているものを除く。(二)の項目口に掲げる額があつたとすれば保護が必要となるもの、(一)の項目口及び二の項目口に掲げる者を除く。	一五第二号に掲げる者であつて、国民年金法等の一 五第一号に掲げる者であるもの、(一)の項目口及び二の項目口に掲げる者を除く。	ロ ものの停止されているものを除く。(二)の項目口に掲げる額があつたとすれば保護が必要となるもの、(一)の項目口及び二の項目口に掲げる者を除く。
---	---	--	---	--	---	--

備考

この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第三

この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第三

一 一項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

一 一項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

